

(2) 重要無形文化財の指定や保持者などの認定

国は、無形文化財のうち重要なものを「重要無形文化財」に指定し、同時に、これらのわざを高度に体現・体得しているものを「保持者」又は「保持団体」として認定しています。保持者の認定には、重要無形文化財である芸能又は工芸技術を高度に体現・体得している者を認定する「各個認定」（この保持者がいわゆる「人間国宝」）、二人以上の者が一体となって舞台を構成している芸能の場合、そのわざを高度に体現している者が構成している団体の構成員として認定する「総合認定」、重要無形文化財の性格上個人的特色が薄く、かつそのわざを保持する者が多数いる場合、これらの者が主たる構成員となっている団体を認定する「保持団体認定」の3方式が採られ我が国の伝統的なわざの継承を図っています。

図表2-7-17 平成21年度の無形文化財の指定・認定(21年9月指定・認定)

○重要無形文化財の指定・保持者の認定		
芸能の部		
能 <small>のう</small> 囃子 <small>はやし</small> 方笛 <small>かたふえ</small>	保持者：一噌 <small>いっそう</small> 仙幸 <small>ひさゆき</small>	
地歌 <small>じうた</small>	保持者：八田 <small>はった</small> 清隆 <small>きよたか</small> (芸名：富山 <small>とみやま</small> 清琴 <small>せいぎん</small>)	
河東節 <small>かとうぶし</small> 三味線 <small>さんまいせん</small>	保持者：八田 <small>はった</small> 美千代 <small>みちよ</small> (芸名：山彦 <small>やまひこ</small> 千子 <small>せんこ</small>)	
○重要無形文化財の指定・保持者の認定		
芸能の部		
琉球舞踊 <small>りゅうきゆうぶよう</small>	保持者：琉球舞踊保存会 <small>りゅうきゆうぶようほぜんかい</small> 会員	「重要無形文化財「琉球舞踊」 保持者：琉球舞踊保存会会員」

(3) 保存・活用のための取組

重要無形文化財の各個認定の保持者に対し、わざの錬磨向上と伝承者の養成のための特別助成金を交付するとともに、重要無形文化財の保持団体や地方公共団体などが行う伝承者養成事業、公開事業などに対して補助を行っています。また、我が国にとって、歴史上、芸術上価値の高い重要無形文化財(工芸技術)を末永く継承し保護していくため、無形文化財資料を購入したり、その「わざ」を映像で記録するとともに、完成した映像記録を公開したりしています。このような施策を通じて無形文化財の保存・活用を図っています。

4 民俗文化財の保存と活用

(1) 民俗文化財とは

衣食住、生業、信仰、年中行事などに関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術やこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移を理解する上で欠くことのできないものを「民俗文化財」と呼んでおり、有形と無形のものがあります。

(2) 重要有形・無形民俗文化財の指定等

国は、有形、無形の民俗文化財のうち、特に重要なものを「重要有形民俗文化財」、「重要無形民俗文化財」に指定し、その保存を図るとともに、重要有形民俗文化財以外の有形民俗文化財のうち、保存・活用のための措置が特に必要とされるものを「登録有形民俗文化財」に登録しています。また、重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち、特に記録作成などを行う必要があるものを「記録作成などの措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択しています。

図表2-7-18 平成21年度の民俗文化財の指定(22年3月指定)

- 重要有形民俗文化財(計3件)
 - ・沼津内浦・静岡及び周辺地域の漁撈用具
 - ・丹後の紡織用具及び製品
 - ・須佐宝泉寺・黄帝社奉納船絵馬
- 重要無形民俗文化財(計2件)
 - ・邑町のサイノカミ
 - ・高原の神舞



「重要無形民俗文化財 邑町のサイノカミ」

(3) 保存・活用のための取組

民俗文化財は、日常生活に基盤を置くものであり、近年の急激な社会構造や生活様式の変化によって変容・衰退のおそれがあります。このため、重要有形民俗文化財に指定された衣服や器具・家屋などを保護するための管理や修理、保存活用施設の整備などの事業を支援するとともに、重要無形民俗文化財に関する伝承者の養成や用具などの修理・新調、記録の作成などの事業に対し補助を行っています。また、国が選択した無形の民俗文化財を対象に、特に変容・衰退の恐れが高いものについて、計画的に映像等による記録化を進め、確実な記録保存を行っています。このような施策を通じてそれぞれの地域に根差す民俗文化財の保存・活用を図っています。

5 記念物の保存と活用

(1) 記念物とは

貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅などの遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋、梁、峡谷、海浜、山岳などの名勝地で我が国にとって芸術上又は鑑賞上価値の高いもの、動物や植物、地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いものを総称して「記念物」と呼んでいます。

(2) 史跡、名勝、天然記念物の指定など

国は、記念物のうち重要なものを、遺跡は「史跡」に、名勝地は「名勝」に、動物、植物と地質鉱物は「天然記念物」に指定し、特に重要なものについては、「特別史跡」、「特別名勝」、「特別天然記念物」に指定しています。

図表2-7-19 平成21年度の史跡・名勝・天然記念物の指定

【史跡の新指定】

- | | |
|----------------------------|---|
| あいつ しんぐうじょうあと
会津新宮 城跡 | おおとり いやまいせき
大鳥井山遺跡 |
| たかやましゃあと
高山社跡 | いずみかんが いせき
泉 官衙遺跡 |
| むさしこくふあと
武蔵国府跡 | あらかね あずまや ふうげつさんしゅちょうしよあと
荒船・東 谷風穴蚕種貯蔵所跡 |
| ますやまじょうあと
増山城跡 | とうぜん じ
東禅寺 |
| い ごくちょうあと
伊賀国庁跡 | たつ み ふうすい
辰巳用水 |
| う じ がわたいこうづつみあと
宇治川太閤堤跡 | とうかいどう う つ の や とうげごえ
東海道宇津ノ谷峠越 |
| ふた ごつか ごふん
二子塚古墳 | たぐまいしはたけいせき
田熊石畑遺跡 |
| くまべし やかたあと
隈部氏館跡 | あねがわじょうあと
姉川城跡 |
| ななぞこじょうあと
棚底城跡 | ちやうじや やしきかんがい いせき
長者屋敷官衙遺跡 |
| うえぐすくじょうあと
宇江城城跡 | いれいぼる いせき
伊礼原遺跡 |
| おうしゅうかいどう
奥州街道 | |

【名勝の新指定】

- ピリカノカ 九度山(クトウンヌブリ)
- 黄金山(ピンネタイオルシベ)
- 神威岬(カムイエトウ)※

- 平城宮東院庭園
- 別府の地獄
- 首里城書院・鎖之間庭園
- 末浄水場園地
- 琴ノ浦温山荘庭園



「首里城書院・鎖之間庭園(名勝)」

【天然記念物の新指定】

- 志布志のカワゴケソウ科植物生育地
- ※名勝ピリカノカ(九度山・黄金山・神威岬)のうち、「神威岬」については平成22年2月22日に告示(追加指定分)

また、今日の地域開発の進展や生活様式の急激な変化にともない、残存することが困難な状況にある記念物については登録という手法で緩やかに保護しています。登録記念物については、遺跡関係、名勝地関係、動物や植物、地質鉱物関係の3つの種別があります。

(3) 保存・活用のための取組

史跡などを確実に次世代に伝えるためには、調査研究に基づき本質的価値を把握した上で、保存と管理の基本方針を定めることが必要です。このため、国は、地方公共団体がこのような方針を定める保存管理計画の作成経費に対し、国庫補助を行っています。

さらに、所有者や管理団体が実施する境界標などの管理施設の設置、石垣や歴史的建造物などの修理や、遺構の表示や復元、園路などの各種施設の整備など、保存活用事業に対して補助を行っています。

6 文化的景観の保存と活用

(1) 文化的景観とは

文化的景観とは、地域における人々の生活又は生業やその地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないものをいいます。

(2) 重要文化的景観の選定

文化的景観を有する都道府県又は市町村では、「景観法」や条例などに基づき、当該都道府県又は市町村が策定する文化的景観保存計画により、文化的景観の適切な保存・活用を図っています。このような文化的景観のうち、国は、都道府県又は市町村の申出に基づき、特に重要なものを「重要文化的景観」として選定しています。

図表2-7-20 重要文化的景観

名称	所在地	選定年月日
金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化	石川県金沢市	平成22年2月22日告示
おぼすて たなだ 姨捨の棚田	長野県千曲市	平成22年2月22日告示
かしはら たなだ 榎原の棚田	徳島県勝浦郡上勝町	平成22年2月22日告示
ひらどしま 平戸島の文化的景観	長崎県平戸市	平成22年2月22日告示



かしはら たなだ
「榎原の棚田」

(3) 保存・活用のための取組

都道府県又は市町村が行う文化的景観に関する調査や文化的景観保存計画の策定、普及・啓発、重要文化的景観の整備などに関する事業に国庫補助を行っています。

また、平成17年度から19年度にかけて実施した「採掘・製造、流通・往来及び居住に関する文化的景観の保護に関する調査研究」の成果に基づき、農林水産業に関連する文化的景観のみならず、都市・鉱工業などに関連する文化的景観についても、適切な評価・保存・活用を図っています。

7 伝統的建造物群の保存と活用

(1) 伝統的建造物群とは

周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値が高いものを「伝統的建造物群」と呼んでいます。

(2) 重要伝統的建造物群保存地区の選定

市町村は、伝統的建造物群やこれと一体をなして価値を形成している環境を保存するために「伝統的建造物群保存地区」を定め、地区内の現状変更の規制や保護のための諸事業などを行い、歴史的集落や町並みの保存と活用を図っています。城下町や宿場町、門前町、農漁村集落などがこれに当たります。国は、伝統的建造物群保存地区のうち、市町村の申出に基づき、我が国にとってその価値が特に高いものを「重要伝統的建造物群保存地区」に選定しています。

図表2-7-21 重要伝統的建造物群保存地区

- 平成21年6月30日選定（計2件）
- ・ 輪島市黒島地区伝統的建造物群保存地区
 - ・ 黒木町黒木伝統的建造物群保存地区
- 平成21年12月8日選定（計2件）
- ・ 西予市宇和町卯之町伝統的建造物群保存地区
 - ・ 大田市温泉津伝統的建造物群保存地区（拡大）



「西予市宇和町卯之町伝統的建造物群保存地区」

(3) 保存・活用のための取組

国は、伝統的建造物群保存地区を定めるために行う伝統的建造物群の保存対策調査、重要伝統的建造物群保存地区において、伝統的建造物の修理、伝統的建造物以外の建築物などの修景、伝統的建造物群と一体をなして価値を形成している土地や自然物の復旧・整備、防災計画を策定するための調査、防災のための施設・設備の設置、保存に要する建造物や土地の公有化など、市町村が行う事業に国庫補助を行っています。

8 文化財保存技術の保存

(1) 文化財保存技術とは

我が国の固有の文化により生み出され、現在まで保存・継承されてきた文化財を、確実に後世へ伝えていくために欠くことのできない、文化財の修理技術やそれに用いられる材料や道具の製作技術などを「文化財保存技術」と呼んでいます。

(2) 選定保存技術の選定及び保持者等の認定

国は、文化財保存技術のうち、保存措置を講ずる必要があるものを「選定保存技術」として選定し、保護を図っています。また、そうした技術・技能を正しく体得しているものを「保持者」として、技術・技能の保存のための事業を行う団体を「保存団体」として認定しています。

図表2-7-22 平成21年度の選定保存技術の選定・認定（21年9月選定・認定）

○選定保存技術の選定・保持者の認定

表具用手漉和紙（美洒紙）製作 保持者 上窪 良二



「表具用手漉和紙（美洒紙）製作」
保持者 上窪良二

○選定保存技術の選定・保存団体の認定

文化財石垣保存技術 組踊道具・衣裳製作修理	保存団体	文化財石垣保存技術協議会
	保存団体	組踊道具・衣裳製作修理技術保存会

○選定保存技術の保存団体の追加認定

建造物木工	保存団体	特定非営利活動法人日本伝統建築技術保存会
-------	------	----------------------

(3) 保存のための取組

文化財の修理技術や、それに用いられる用具・道具の製作技術の保存のため、保持者や保存団体が行う技術の錬磨、伝承者の養成、記録作成事業に対して補助を行っています。このような施策を通じて文化財保存技術の保存を図っています。

9 埋蔵文化財の保護

埋蔵文化財は、国や地域の歴史や文化の成り立ちを明らかにする上で欠くことのできない国民共有の財産であり、個性豊かな地域の歴史的・文化的環境を形づくる貴重な資産です。

このような埋蔵文化財を保護するため、文化財が埋蔵されている土地の範囲を周知するとともに、そのような土地で開発事業などを行う場合には、事前に遺跡の内容を確認するための発掘調査を行った上で、現状保存のための調整や、現状保存を行うことができない場合には記録として保存するための発掘調査を行います。また、記録保存のために行った調査については、発掘調査現場や報告書などについて積極的に公開を行うなど、普及を行うことが求められます。

文化庁では、こうした埋蔵文化財の保護が円滑かつ迅速に実施されるよう、発掘調査体制や調査方法、遺物の整理収納方法の充実などの様々な課題について「埋蔵文化財発掘調査等の整備充実に関する調査研究」を行い、その成果については、課題ごとに報告書を取りまとめ、文化庁より各都道府県に通知を行っています。それを受けて、各都道府県において埋蔵文化財の取扱基準を策定するなど、所要の施策が行われています。

10 文化財の総合的な把握

文化財は、それが作られた環境と人々の営みとが関わりながら伝統的な価値を形成するとともに、文化財同士はお互いに関連性を持っています。また、文化財を残していくためには、その価値をわかりやすく伝えることが必要です。

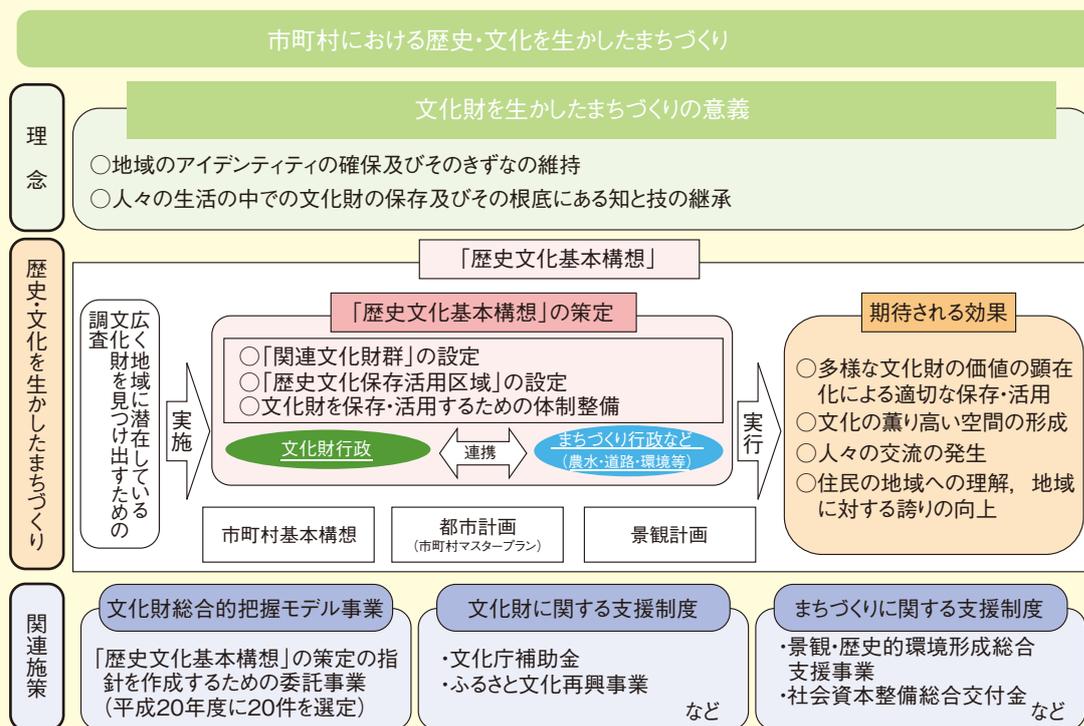
そのため、個々の文化財をきちんと保護するというに加えて、一定のテーマを設定して複数の文化財をその周辺の環境まで含め、総合的に保存・活用していくこと(文化財の総合的な把握)が必要となります。

具体的には、地域の文化財をその周辺も含めて保存・活用していくための基本的な構想(歴史文化基本構想)を作り、文化財を中心に、地域全体を歴史・文化の空間としてとらえ、いろいろな取組をあわせて行うことで、魅力的な地域づくりを行うことができます。

「歴史文化基本構想」を作る際に、各市町村において、文化財の担当とまちづくりの担当が協力することはもちろんのこと、地域住民やNPO法人、企業などとも協力することで、文化財の保存・活用についても、地域住民にとっても望ましい一貫した取組が行われることが期待されます。

文化財の総合的な把握を推進する取組の一つとして、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(通称：歴史まちづくり法)に基づく歴史的風致維持向上計画の認定制度があります。これは、市町村が地域に根ざした人々の活動と建造物が一体となって良好な景観を形成している区域を維持、向上させるための計画を国が認定するもので、国から重点的な支援を受けることができます。

図表2-7-23 歴史・文化を生かしたまちづくり



11 古墳壁画の保存活用事業

(1) 高松塚古墳の整備・キトラ古墳の壁画取り外し

高松塚古墳では、平成19年の石室解体後、壁画・石室石材の修理期間中の措置として、古墳の仮整備工事を実施しました。21年10月に工事が終了し、現在は、整備した古墳の外観を公開しています。

キトラ古墳では、壁画のうち絵が確認されている部分の取り外しはすべて終了し、現在は、絵が描かれていない余白部分の取り外しを行っています。取り外した壁画は国宝高松塚古墳壁画仮設修理施設において、高松塚古墳の壁画・石室石材とともに保存修理を行っています。

(2) 普及・公開事業の実施

平成21年5～6月(8日間)・10～11月(8日間)に、高松塚古墳の壁画・石材の修理作業を行っている国宝高松塚古墳壁画仮設修理施設内修理作業室の一般公開を行いました。また、国立文化財機構奈良文化財研究所飛鳥資料館の春期特別展(5月)において、キトラ古墳壁画の四神「青龍」、「白虎」の特別公開を行いました。

(3) 高松塚古墳壁画劣化原因調査と高松塚古墳・キトラ古墳の保存活用に関する検討会の開催

高松塚古墳壁画の劣化原因について調査検討を行ってきた「高松塚古墳壁画劣化原因調査検討会」が、平成22年3月に報告書を取りまとめました。今後、検討会の成果を踏まえつつ、引き続き壁画の保存修理に取り組んでいくこととしています。また、高松塚古墳・キトラ古墳の保存活用について、有識者による「古墳壁画保存活用検討会」において検討しています。



仮整備後の高松塚古墳

12 世界遺産と無形文化遺産

(1) 世界遺産の登録の推進

①「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(「世界遺産条約」)

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」は、顕著な普遍的価値を持つ文化遺産・自然遺産を、人類全体のための世界の遺産として損傷・破壊などの脅威から保護することを目的として、昭和47年のユネスコ総会において採択されました。我が国は平成4年に同条約を締結し、22年1月現在で186カ国が締結しています。

毎年1回開催される世界遺産委員会は、締約国からの推薦に基づき、顕著な普遍的価値を持つと認める文化遺産・自然遺産を世界遺産一覧表に記載し、平成21年7月現在、890件の遺産(文化遺産689件、自然遺産176件、複合遺産25件)が、我が国では14件の遺産(文化遺産11件、自然遺産3件)が記載されています。

世界遺産一覧表への記載を推進することは、我が国の貴重な文化遺産の国際的な価値が評価されるとともに、記載を目指す過程で地域における総合的な文化財保護の取組が格段に充実するという点で、大きな意義があります。

図表2-7-24 我が国の世界遺産一覧

	記載物件名	所在地	推薦年	記載年月	区分
1	法隆寺の仏教建築物	奈良県	4年	5年12月	文化
2	姫路城	兵庫県	4年	5年12月	文化
3	屋久島	鹿児島県	4年	5年12月	自然
4	白神山地	青森県、秋田県	4年	5年12月	自然
5	古都京都の文化財(京都市、宇治市、大津市)	京都府、滋賀県	5年	6年12月	文化
6	白川郷(しらかわごう)、五箇山(ごかやま)の合掌造り集落	岐阜県、富山県	6年	7年12月	文化
7	原爆ドーム	広島県	7年	8年12月	文化
8	厳島神社	広島県	7年	8年12月	文化
9	古都奈良の文化財	奈良県	9年	10年12月	文化
10	日光の社寺	栃木県	10年	11年12月	文化
11	琉球王国のグスク及び関連遺産群	沖縄県	11年	12年12月	文化
12	紀伊山地の霊場と参詣道	三重県、奈良県、和歌山県	15年	16年7月	文化
13	知床	北海道	16年	17年7月	自然
14	石見(いわみ) 銀山遺跡とその文化的景観	島根県	18年	19年7月	文化

②世界遺産の登録・推進に向けた国内の取組について

締約国は、世界遺産の候補としてふさわしいと考えられる文化遺産・自然遺産の一覧表を、世界遺産暫定一覧表として世界遺産委員会に提出することが求められています。

現在、我が国の世界遺産暫定一覧表に記載されている文化遺産は、11件です。このうち、「平泉の文化遺産」については、平成20年7月に開催された世界遺産委員会において「記載延期」との審議結果であったため、世界遺産委員会において示された課題の整理を図り、22年1月に再び、「平泉—仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び関連の考古学的遺跡群—」として世界遺産委員会に推薦書を提出しました。あわせて、「小笠原諸島」についても、環境省、林野庁、文化庁共同で、自然遺産としての記載を目指して推薦書を提出しました。この「平泉—仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び関連の考古学的遺跡群—」と「小笠原諸島」の世界遺産一覧表への記載の可否は、23年夏の世界遺産委員会において審議される予定となっています。

(2) 無形文化遺産の保護に関する取組

平成15年のユネスコ総会において、無形文化遺産の保護に関し拘束力のある初めての国際的な法的枠組みとして「無形文化遺産の保護に関する条約」が採択され、18年4月20日に発効しました。

我が国は、本条約の策定段階から主導的役割を果たすとともに、本条約の早期発効を促すため、平成16年6月に3番目の締約国となりました。22年1月現在で120カ国が締結しています。

本条約は、無形文化遺産を保護することを目的として、そのための国際的な協力や援助体制の確立、締約国がとるべき必要な措置等について規定しています。本条約への対応を図るため、①締約国が作成する「自国内の無形文化遺産の目録」については、「重要無形文化財」、「重要無形民俗文化財」、「選定保存技術」に指定・選定された文化財の一覧を、我が国の目録とする、②「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表(代表一覧表)」には、我が国の文化的多様性を示すため、「重要無形文化財」、「重要無形民俗文化財」、「選定保存技術」のそれぞれから、文化財の特徴等に基づき設定した区分ごとに、指定の時期が早いものから順に提案する、③「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」には、我が国から当面提案を行わない、ということを決めました。

平成21年9月末には、本条約の政府間委員会がアラブ首長国連邦のアブダビで開催され、我が国の「雅楽」、「アイヌ古式舞踊」などの13件を含む76件が「代表一覧表」に記載されることになりました。

なお、代表一覧表には、既に、「人類の口承及び無形遺産に関する傑作」として宣言された90件(我が国の「能楽」、「人形浄瑠璃文楽」、「歌舞伎」を含む。)が含まれています。

図表2-7-25 代表一覧表に記載されている我が国の無形文化遺産(16件)

区分		名称
重要無形文化財	芸能	能楽(傑作宣言) 人形浄瑠璃文楽(傑作宣言) 歌舞伎(傑作宣言) 雅楽
	工芸技術	小千谷縮・越後上布 石州半紙
重要無形民俗文化財	風俗慣習	日立風流物 京都祇園祭の山鉾行事 観島のトシドン 奥能登のあえのこと
	民俗芸能	早池峰神楽 秋保の田植踊 チャッキラコ 大日堂舞楽 題目立 アイヌ古式舞踊



チャッキラコ

(注)「傑作宣言」は「人類の口承及び無形遺産に関する傑作」として宣言されたものをいう。

第6節 美術館・博物館・劇場などの振興

1 我が国の美術館・歴史博物館の概要

我が国には1,245館の登録博物館・博物館相当施設がありますが、そのうち美術博物館(主として美術に関する資料の収集・展示・保管を行う博物館)、歴史博物館(主として歴史や民俗に関する資料の収集・展示・保管を行う博物館)、総合博物館の合計は1,031館であり、全体の約8割を占めています。

2 美術館・歴史博物館への支援

文化庁では、美術館・歴史博物館が地域住民の文化芸術活動・学習活動の場として積極的に活用され、文化芸術の国内外への発信拠点としての機能が充実するよう、事業に対する支援や人材養成などを行っています。

(1) 美術館・歴史博物館活動基盤整備支援事業

美術館・歴史博物館の果たす役割の重要性を踏まえ、文化庁では平成21年度から、館が自らの事業の方向性を社会の変化に対応させるための活動基盤の整備に焦点をあて、地域との関係の強化(地域軸の強化)と国際的な交流の拡大(国際軸の強化)に資する取組に対して支援を行っています。

本事業は、全国の美術館・歴史博物館の中から、優れた取組を広く公募し、その実施を支援するとともに、この取組について全国の美術館・博物館に広く情報提供を行うことにより、全国の館が時代の要請に応える活動基盤整備に取り組むことを促進するものです。

(2) 美術館・歴史博物館を支える人材の養成など

公私立の美術館・歴史博物館の学芸員などの専門的な知識や技術を向上させ、美術館・歴史博物館活動の充実を図ることが求められています。このため、文化庁では、国立美術館・国立博物館などの協力を得て、企画展示セミナー、運営研究協議会など、様々な研修会や講習会などを実施しています。

3 登録美術品制度の実施

優れた美術品の美術館や博物館における公開を促進することにより、国民が美術品を鑑賞する機会を拡大することを目的とする「美術品の美術館における公開の促進に関する法律」に基づいて、「登録美術品制度」が設けられています。

この制度は、優れた美術品について、個人や企業などの所有者からの申請に基づき、専門家の意見を参考にして文化庁長官が登録を行うものです。

登録された美術品は、所有者と美術館の設置者との間で結ばれる登録美術品公開契約に基づき、その美術館において5年以上の期間にわたって計画的に公開・保管されます。また、登録美術品については、相続税の物納の特例措置が設けられています。

これまでに28件(362点)の美術品が登録美術品として登録されました(平成21年12月現在)。



「清宵」
よはらうんかい
米原雲海作

4 国立美術館

国立美術館は、独立行政法人として、東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国際美術館、国立新美術館それぞれの特色を生かしつつ、5館が連携・協力して、美術作品の収集・展示、教育普及活動やこれらに関する調査研究を行うとともに、我が国の美術振興の拠点として、海外の美術館や作家との交流、公私立美術館への助言を行っています(参照:国立美術館ホームページ:<http://www.artmuseums.go.jp/>)。

平成21年度においては、所蔵作品展とともに、「ビデオを待ちながら一映像、60年代から今日へ」(東京国立近代美術館)、「ウィリアム・ケントリッジ一歩きながら歴史を考える そしてドローイングは動き始めた……」(京都国立近代美術館)、「ルーヴル美術館展 17世紀ヨーロッパ絵画」(国立西

洋美術館), 国立国際美術館新築移転5周年記念「絵画の庭—ゼロ年代日本の地平から」(国立国際美術館), 「アーティスト・ファイル2009—現代の作家たち」(国立新美術館)など37回の企画展を開催した他, 美術館を活用した鑑賞教育の充実のための指導者研修や, 国立国会図書館などとの連携による美術情報の多元的発信などを行いました。また, 東京国立近代美術館フィルムセンターでは, 国内外の関係機関と連携して黒澤明監督『羅生門』をデジタル復元しました。

図表2-7-26 国立美術館



東京国立近代美術館

近・現代美術に関する作品その他の資料を収集・保管・展示し, あわせてこれに関連する調査研究や事業を行っています。本館の他, 工芸館, フィルムセンターを設置しています。フィルムセンターは, 我が国における映画文化の中核となる総合的なフィルム・アーカイブ(注)を目指しています。

(注) フィルム・アーカイブ…映画フィルムと関連資料を文化財として収集・保存する機関。



京都国立近代美術館

近・現代美術に関する作品その他の資料を収集・保管・展示し, あわせてこれに関連する調査研究や事業を行っています。



国立西洋美術館

昭和30年10月8日に日本国政府とフランス政府との間に成立した合意に基づきフランス政府から日本国政府に寄贈返還された松方コレクション(主にフランスの絵画・彫刻)を基礎とした展覧事業を中心に西洋美術に関する作品や資料の収集, 調査研究, 修復保存, 教育普及, 出版物の刊行などを行っています。



国立国際美術館

日本美術の発展と世界の美術との関連を明らかにするために必要な美術に関する作品その他の資料を収集・保管・展示し, あわせてこれに関連する調査研究や事業を行っています。



国立新美術館

我が国の美術創造活動の活性化のため, 全国的な活動を行っている美術団体などに展覧会会場の提供を行うとともに, 新しい美術の動向を紹介することなどを通じて, 美術に関する新たな創造活動の展開やアーティストの育成などを支援しています。また, 美術に関する情報の収集・提供や教育普及活動を展開するとともに, あわせてこれに関連する調査研究を行っています。